

令和5年白老町議会第1回定例会5月会議会議録（第1号）

令和5年5月12日（金曜日）

開 議 午前10時00分

散 会 午前11時40分

○議事日程 第1号

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 議会運営委員長報告

第 3 行政報告について

第 4 議会運営委員の選任について

第 5 議案第 3号 白老町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

第 6 議案第 1号 令和5年度白老町一般会計補正予算（第2号）

第 7 議案第 2号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

第 8 報告第 1号 専決処分の報告について

（令和4年度白老町一般会計補正予算（第14号））

第 9 報告第 2号 専決処分の報告について

（白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

第10 報告第 3号 専決処分の報告について

（損害賠償額の決定について）

○会議に付した事件

議案第 3号 白老町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1号 令和5年度白老町一般会計補正予算（第2号）

議案第 2号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

報告第 1号 専決処分の報告について

（令和4年度白老町一般会計補正予算（第14号））

報告第 2号 専決処分の報告について

（白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

報告第 3号 専決処分の報告について

（損害賠償額の決定について）

○出席議員（12名）

1番 久保一美君

2番 吉谷一孝君

3番 貳又聖規君

4番 佐藤雄大君

5番 西田祐子君

7番 森哲也君

8番 大 淵 紀 夫 君
11番 及 川 保 君
13番 氏 家 裕 治 君
10番 小 西 秀 延 君
12番 長谷川 かおり 君
14番 松 田 謙 吾 君

○欠席議員（1名）

6番 前 田 博 之 君

○会議録署名議員

4番 佐 藤 雄 大 君
7番 森 哲 也 君
5番 西 田 祐 子 君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	大 塩 英 男 君
副 町 長	古 俣 博 之 君
副 町 長	竹 田 敏 雄 君
教 育 長	安 藤 尚 志 君
総 務 課 長	高 尾 利 弘 君
企 画 財 政 課 長	増 田 宏 仁 君
政 策 推 進 課 長	富 川 英 孝 君
産 業 経 済 課 長	工 藤 智 寿 君
生 活 環 境 課 長	三 上 裕 志 君
町 民 課 長	久 保 雅 計 君
建 設 課 長	瀬 賀 重 史 君
健 康 福 祉 課 長	渡 邊 博 子 君
子 育 て 支 援 課 長	齋 藤 大 輔 君
学 校 教 育 課 長	鈴 木 徳 子 君
生 涯 学 習 課 長	伊 藤 信 幸 君
消 防 長	後 藤 悟 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	本 間 力 君
主 幹	小 山 内 恵 君

◎開議の宣告

○議長（松田謙吾君） 本日5月12日は休会の日ですが、議事の都合により、特に第1回定例会5月会議を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（松田謙吾君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、4番、佐藤雄大議員、5番、西田祐子議員、7番、森哲也議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（松田謙吾君） 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員会委員長から、5月9日に開催した議会運営委員会での本会議の運営における協議の経過と結果について報告の申出がありましたので、これを許可いたします。

議会運営委員会小西秀延委員長、登壇願います。

〔議会運営委員会委員長 小西秀延君登壇〕

○議会運営委員会委員長（小西秀延君） 議長の許可をいただきましたので、5月9日に行った議会運営委員会の経過と結果について、ご報告いたします。

令和5年白老町議会第1回定例会は、6月30日まで休会中ではありますが、会議条例第6条第3項の規定により、休会中にかかわらず議事の都合により5月会議を開くこととしたところがあります。

本委員会での協議事項は、令和5年第1回定例会5月会議の運営の件であります。

町長の提案に係るものとして、補正予算1件、条例の一部改正2件、専決処分の報告3件の議案6件であります。

5月9日に議案説明会を開催した結果、議案6件は、いずれも本日の議事日程といたしました。

また、議会関係としては、議会運営委員の選任1件であります。

4月1日付で新たに会派「ひかり」が設立されたことから、委員会条例第6条第2項の規定により議会運営委員の選任を行うものであります。

これらのことから、5月会議の再開は、本日1日間とするものであります。

以上、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（松田謙吾君） 議会運営委員長の報告がありました。

委員長報告に対し質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

◎行政報告について

○議長（松田謙吾君） 日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許可いたします。

大塩町長。

〔町長 大塩英男君登壇〕

○町長（大塩英男君） 令和5年白老町議会第1回定例会5月会議の再開に当たり行政報告を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症についてであります。新型コロナウイルス感染症については、5月8日より感染症法上の位置づけが5類感染症に移行されたことから、本町においても「新型コロナウイルス感染危機管理対策本部」を廃止し、「新型コロナウイルス感染対策連絡本部」に縮小するとともに、総務課内に設置しておりました新型コロナウイルス対策室についても、同日付で廃止いたしました。

健康福祉課内に設置しております新型コロナウイルスワクチン接種対策室については引き続き継続し、今週より春開始のワクチン接種を開始したところであります。春開始のワクチン接種対象者は、新型コロナウイルス感染症にかかった場合に重症化リスクが高い65歳以上の高齢者及び12歳以上の基礎疾患を有する方、医療機関や高齢者施設、障害者施設の従事者等に限定されておりますが、9月以降の秋開始のワクチン接種につきましては、追加接種可能な全ての年齢の方を対象として、町内医療機関の協力をいただきながら接種業務を進めてまいります。

5類感染症への移行後の基本的感染対策は、個人や事業者の判断が基本となりますが、重症化リスクの高い方への感染やクラスターの発生が起きないように十分に配慮しながら、コロナ禍や物価高騰により冷え込んだ地域経済の立て直しに向けた取組を進めてまいります。

なお、本5月会議には、議案3件、報告3件の提案を申し上げますので、よろしくご審議賜りたいと存じます。

○議長（松田謙吾君） 行政報告はこれで終わります。

◎議会運営委員の選任について

○議長（松田謙吾君） 日程第4、議会運営委員の選任についてを議題に供します。

4月1日付で、新たな会派「ひかり」が設立されたことから、委員会条例第6条第2項の規定により、議長において、新たに議会運営委員を指名したいと思っております。

佐藤雄大議員を指名したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

よって、佐藤雄大議員を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

○議長（松田謙吾君） 次の日程に入ります前に、お諮りいたします。

議案の内容等により、先議あるいは日程の変更等をあらかじめ議長に一任していただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

それでは、そのように取扱いをさせていただきます。

◎議案第3号 白老町子ども医療費助成条例の一部を改正する
条例の制定について

○議長（松田謙吾君） 日程第5、議案第3号 白老町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

久保町民課長。

○町民課長（久保雅計君） それでは議3-1をお開きください。議案第3号です。白老町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年5月9日提出。白老町長。

改正条文の朗読は省略いたします。

附則です。

（施行期日）

第1項、この条例は、令和5年8月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

第2項、改正後の第4条第3項及び第6項の規定は、施行日以後に医療を受けた日の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

続きまして議3-3をお開きください。議案説明です。子ども医療費について、保護者の申請に基づき支給を行ってきた「現金給付」を、原則、町長がその助成額を保険医療機関等に支払う「現物給付」へと変更するため、本条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

白老町子ども医療費助成条例新旧対照表

改正前	改正後
（受給資格者の認定）	（受給資格者の認定）
第4条 略	第4条 略
2 略	2 略

<p style="text-align: center;"><u>(助成の申請及び申請期間)</u></p> <p>第6条 前条の助成は、保護者の申請に基づき行うものとする。</p> <p>2 前項の申請期間は、医療を受けた日の属する月の末日の翌日から起算して2年以内とする。</p>	<p>3 町長は、第1項の申請に基づき、この条例に定める受給資格者と認定した場合には、当該保護者に受給者証を交付するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(助成の方法)</u></p> <p>第6条 前条の助成は、町長がその助成額を保険医療機関等に支払うことによつて行うものとする。</p> <p>2 町長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、助成額を保護者に支給することにより行うことができる。この場合において、保護者からの助成の申請期間は、医療を受けた日の属する月の末日の翌日から起算して2年以内とする。</p>
---	--

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号 白老町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よつて、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第1号 令和5年度白老町一般会計補正予算（第2号）

○議長（松田謙吾君） 日程第6、議案第1号 令和5年度白老町一般会計補正予算（第2号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

大塩町長。

○町長（大塩英男君） 議案第1号 令和5年度白老町一般会計補正予算（第2号）について、私から冒頭少し説明をさせていただきたいと思ひます。今回の一般会計補正予算（第2号）につ

きましては、事業費予算の第1弾といたしまして、道路整備や住宅整備を提案させていただいております。議案説明会と重複する感はあるのですが、まず予算書13ページになります。今、条例改正の承認をいただいたところですが、中学生までの医療費について、医療機関窓口において支払いがないように変更する、子ども医療費助成事業です。さらに予算書17ページになります。こちらは特別交付税措置のある企業人材派遣制度ということで、国の制度になるのですが、白老町で初めて導入する観光振興人材活用事業（地域活性化起業人事業）を提案させていただいております。さらに、予算書の23ページになります。議員の皆さんもご承知のとおり、北海道遺産に選定されました仙台藩白老元陣屋の魅力向上を図るための、北海道遺産仙台藩白老元陣屋魅力向上事業ということで特にこの3つの事業につきましては、政策的な要素が強いということもありますが、事業の執行に時間を要するということと、早急に事業に着手すべきということで、私が判断をいたしまして、この度、5月会議に提案をさせていただいたものでございます。趣旨をご理解いただいてご審議を賜りたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

それではこの後、担当課長より議案の読み上げをさせていただきます。

○議長（松田謙吾君） 増田企画財政課長。

○企画財政課長（増田宏仁君） それでは議1-1をお開きください。議案第1号です。令和5年度白老町一般会計補正予算（第2号）。

令和5年度白老町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億5,114万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116億5,517万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年5月9日提出。白老町長。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

3番、貳又聖規議員。

○3番（貳又聖規君） 3番、貳又です。2点、まず17ページの観光振興人材活用事業（地域活性化起業人事業）、それから23ページの北海道遺産仙台藩白老元陣屋魅力向上事業についてであります。こちらは説明資料のほかに補足資料がありますから、こちらに基づいて質問したいと思います。まず、観光振興人材活用事業（地域活性化起業人事業）であります。先ほど町長からも説明があつて初の導入ということと、早期に着手したいということ。私もこれは必要ということで理解をいたします。ただ、ここで確認したいのは、事業概要の中で業務内容です。観光振興、観光誘客の促進、旅行商品の開発等とあります。まず、観光協会がDMOとしての土台がしっか

りした中で、業務内容というのが力を発揮するのですね。そこで何を言いたいかという、例えば旅行会社の看板、第1種、第2種、第3種、それから地域限定があるのですが、まずはどの部類に該当する旅行商品の開発なのか確認いたします。

そして、仙台藩白老元陣屋魅力向上事業ですが、こちらは魅力向上ですから、昨年、北海道遺産になって本当に必要であります。もう一つ、ウポポイとの関係でいくと、関連周辺施設という位置付けになっておりますから、この資料だけを読み取ると、どうしても仙台藩白老元陣屋資料館だけに特化した魅力向上というような受け止め方をしているのです。魅力向上をするということであれば、大事なことはいかに多くの方々に仙台藩白老元陣屋資料館に立ち寄っていただくかということでありませぬ。今、ちょうど観光協会さんが、地域おこし協力隊の方々が中心になって、ウエちゃんでしたか、新たなキャラクター、そのスタンプラリーなにかを実施していますよね。私はここでいう教育行政で進める魅力向上事業にプラスアルファ、観光振興としての周遊を促す取組をする。例えば、スタンプラリーとか、ウポポイに来たお客様や町内の飲食店等に立ち寄ったお客様をいかに仙台藩白老元陣屋に誘導するか、これがまさしく重要なわけです。ですから仙台藩白老元陣屋の魅力向上事業の中で、誘客、周遊を向上させる取組はどのような考えを持って行うのか確認させていただきます。

○議長（松田謙吾君） 工藤産業経済課長。

○産業経済課長（工藤智寿君） 2点ご質問がありました。まず旅行業登録制度のお話が1点目にありました。貳又議員おっしゃるとおり旅行者には、大きく第1種、第2種、第3種、地域限定の4種類ありまして、本町としては地域限定を行いたいという中身です。地域限定を目指してそのような資格を持って、当然、貳又議員ご承知かと思いますが、旅行業務取扱管理者も必要になるということです。

それから2点目の仙台藩白老元陣屋魅力向上事業で、観光振興と合わせた例えばということでスタンプラリーのお話がありました。本年度の当初予算で議決いただいております観光振興事業の中において、スタンプラリーを実施する予定になっておりまして、これも本当に一つの例というような言い方になるかもしれませんが、当然、仙台藩白老元陣屋にも行っていただきたいということを含めて、今検討している最中です。周遊コースのお話も過去に議会でお話いただいておりますが、そういった本町の魅力をいろいろコンテンツがありますので、そのようなところを回っていただけるような取組をこれからもしてまいりたいと考えています。

○議長（松田謙吾君） 伊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤信幸君） 仙台藩白老元陣屋魅力向上事業の関係ですが、今回、要求させていただいた内容としては、やはりウポポイに来て、そのまま帰られるのではなく、仙台藩白老元陣屋にも足を運んでいただきたいということから、ミントラから高速道路に向かう途中のウポポイの第2駐車場入り口辺りの町有地を使って誘導看板を設置するという内容で提案しました。今回、議員のご提案のように仙台藩白老元陣屋資料館にもっと足を運んでいただくということでは素敵な観光資源ということで、私どもも観光担当と連携を組み合わせながら、魅力向上に資するような情報発信、集客につながるような魅力あふれる展示活動を進めてまいりたいと考えています。

○議長（松田謙吾君） 3番、貳又聖規議員。

○3番（貳又聖規君） 3番、貳又です。観光振興人材活用事業の関係ですが、地域限定を目指すということですよ。その中であって派遣される方1名は、旅行商品の開発等をするということになっているのです。ただ、DMOというのは稼ぐ力を起こす、そして、かつ、今までの議論にありましたが観光協会がDMOを取得しましたけれど、要は町の補助金でいろいろ賄われておりますが、この割合をどんどん少なくしながら自力で稼ぐ力をつけていく、稼がなければならないのです。私が指摘をしたいのは、いかに新たな取組を導入したとしても、この1名の専門職の方が旅行商品の開発等をして、稼ぎ出せないのです。ただ単に旅行商品を作るといっただけで稼ぎ出せないのです。これはなぜかという、まずは地域限定を取るといって観光協会がDMOとして、例えば刺繍体験のプログラムを作った場合には、DMOがお客様に売れるので、ここで稼ぐことができるのです。だけれども、今この状況では専門職員は旅行商品を開発したとしても観光協会でも売ることができないのです。何ができるかという、他社の旅行会社に商品を卸すことはできるのです。けれどこれだと稼ぎ出す額が非常に少ないわけです。地域DMO関係は何年も何年もやっている中で、本当に稼ぐ力をつけるのであれば、まずは地域限定を目指すというのは分かるのですけれど、早く取得しなければならないということをお指摘させていただきます。

そして仙台藩白老元陣屋魅力向上事業は、看板設置で誘導するのは分かるのです。ただ、これは私が今言った観光DMOとは、すごく密接な関係があるのです。なぜかと言うと観光DMOの資源の中には、仙台藩白老元陣屋が入るわけです。仙台藩白老元陣屋というのは、稼ぐ重要な拠点になるわけですよ。お金を稼ぐ重要な拠点であれば、事業概要は理解するのですが、今後は稼ぐ目標値が必要なのです。というのは、この会期が7月15日から8月13日までありますよね。これからDMOを持つ町としては、この期間中に何名の来場者をこの仙台藩白老元陣屋に呼び込むか、例えば1,000人呼び込むよと。そして、入館料で幾ら獲得できるのか。かつ、この取組によって、町内の飲食店、宿泊施設等、そこにどれだけの経済効果を示すのかという指標がなければ観光DMOを持つ意義がないのです。ですから、観光DMOを持つ白老町としては、概要説明にプラスどれだけ稼ぐのか額をしっかりと我々に示していただかなければ、DMOとしての本来の姿ではないと思うのです。私はそういった目標値をしっかりと示さなければならないと思うのです。民間的な発想を持ってやらなければならないので、その辺りいかがでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 工藤産業経済課長。

○産業経済課長（工藤智寿君） 1点目の地域限定のお話です。まずは地域限定をきちんと取っていくということ、旅行商品が作れる体制に今はなっていないので、きちんと造成していく。貳又議員が前から言われているとおり地域DMOだけではなく、周りの観光事業者もきちんと稼げるような環境を整える。まさしく言われているとおりだと私も何度かお話しさせてもらって理解しているつもりです。そういった中で、きちんとここをやる、その後にはまた新しい展開というようにやっていかないと、旅行商品も作れない中でやっていくのはなかなか難しいのではないかと、それから管理者の資格の関係もありますので、今、観光協会に、指定管理を受けている中の1人は、この管理の資格を持っていますけれども、観光協会において旅行商品を担うべ

きポジションにいる人が、実際、今資格を持っていないということで、間近でその方を見て、そこを学んで、いずれは協会の職員にも管理者の資格を取得してもらいたいという思いを持っておりますので、そういうことで進めていきたいと考えています。

○議長（松田謙吾君） 伊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤信幸君） 今回の仙台藩白老元陣屋魅力向上事業の中の展示、特別展に関する目標ですけれども、今回提案しました資料には、目標値とかとその辺は載せておりませんでした。これまでも様々な展示活動の1か月ほどの会期中で、例えば昨年4月には相木久紀さんの伝統文化継承者展では1,200人程度の入館があったということです。今回、北海道遺産という大変喜ばしい選定の中で、特別展を開催させていただくということになっていますので、それ以上の来館者を目標に進めていきたいと考えているところです。

令和5年度もスタートして5月に入りました。昨年の5月の1か月間の入館者としては、1,200人程度ということですが、今年5月につきましては、今1週間程度で既に700人の入館を実績として見込んでおりますので、さらなる入館者の増とか、当然、入館料にも跳ね返ることになりますので、しっかり誘客を促進できるように頑張りたいと考えています。

○議長（松田謙吾君） 3番、貳又聖規議員。

○3番（貳又聖規君） 3番、貳又です。最後の質問にします。函館市長、大泉市長になられました。ふるさと納税で100億円目指すということで、市民にとって本当に分かりやすいものだと思うのです。私はこの観光振興人材活用事業、650万円の一般財源を投入するのであれば、この1年間の効果として、どれだけ稼ぎ出したのかという部分をしっかりと示す。かつ観光協会の補助金もこれだけ効果を出しましたという、数的な目標なり効果をしっかりと示す、これがDMOを持つ意味だと思うのです。

同じように仙台藩白老元陣屋魅力向上事業のほうも380万円投入して、どれだけのお客様を呼び込み、そして金額的な効果も幾らあるのか。魅力向上と言うのであれば、例えばアンケート調査を取って、魅力向上が図れるような結果をしっかりと議会に報告していただく、そういうような姿勢が必要であると思うのです。それが町民の皆さんにとって、これだけの財源を投入して、これだけの効果が出たという、そういう分かりやすい効果、検証の在り方が私は必要だと思うのですけれども、これはいかがでしょうか。最後に理事者のお考えを聞いて終わりたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 大塩町長。

○町長（大塩英男君） 貳又議員からいろいろご意見、ご提言を頂戴したところです。二つの事業、観光という観点からのご質問もあったかと思うのですけれども、まずは5月8日からコロナウイルス感染症が5類に移行されたということで、この5月の連休中もウポポイに入館していただいた方々が、5月の連休ということで考えますと昨年より多かったというお話も聞いておりますので、いよいよ本町にもたくさんの観光の方々が訪れていただける。ただ、これは前々からお話ししているとおり、ウポポイに寄って帰るということではなくて、やはり白老町の魅力というか、観光の部分で周遊して帰っていただくと。これが町としては重要なことだと捉えております。ポストコロナを見据えた中で、観光人材の部分とか、仙台藩白老元陣屋の魅力向上とか、こ

ういった事業を早急に予算化してやらせていただきたいという思いでした。貳又議員から稼ぐ力、目標額を分かりやすくというようなお話もありました。そういった意味では観光協会がDMOの取組を進めておりますので、稼ぐ力が必要だということと、町が財源を投入する部分で、幾ら稼いだのか、目標値は幾らなのか、これは町民の皆さんにお示しする必要があると思いますので、きちんと取組として進めていきたいと思ひますし、再三言っておりますとおり、もう動き出していますので、町としてもこれに乗り遅れることなく事業の展開を進めたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） ほか、質疑があります方はどうぞ。

13番、氏家裕治議員。

○13番（氏家裕治君） 氏家です。1点だけ簡潔にお考えを伺いたいのですけれども、20ページ、8款6項2目の（1）、町営住宅改修事業について伺いたいのですが。多分、前の説明の中では町営住宅を求める入居待機者の解消にもつながるのではないかとということで説明を受けたような頭でいるのですけれども、美園団地が北と南を合わせて14戸、青葉団地が1戸、竹っこ団地が1戸と。全部で16戸の内部改修をするという話があります。事業費としては1,360万円ぐらいですけれども。一昨年、町営住宅の申込み待機者が約20名から30名いたという記憶がありまして。こんなに待機者がいるのであれば、町営住宅の事業の在り方が今後また問われるのではないかとこの話を、担当課ではないですけれども、今の町長が企画にいたときにお話をさせていただいたことがあります。私、住宅のほうに行ったときも、このままで本当にいいかということを検証して、担当課以外の横断的な部分で、これからの住宅事業についてしっかりと考えるべきという話もさせていただいたことがあるのですが。現在、町営住宅を求める待機者の人数と、今回こういった事業を展開することによって、どう待機者が解消されていくのか。また、一番聞きたいのは、今まで20件とか30件のそんなに多くの待機者がいるというのはあまり聞いたことがなかったのですが、その状況を町としてどう捉えているか伺います。

○議長（松田謙吾君） 瀬賀建設課長。

○建設課長（瀬賀重史君） 町営住宅改修事業に係る町営住宅の入居の待機者の数です。昨年の5月末の待機者は20名ほどおりましたが、令和5年4月末現在で待機者は12件となっております。今、修繕待ちの部分がありますので、その修繕の戸数が確保された後は、入居待ちは8件となります。その8件のうち5件ほどが日の出団地に入りたいという団地の目的がありますので、それを除くと美園団地の平屋とか4階建て、竹っこ団地、そういった部分で今3件程度となっております。昨年は町営住宅の内部改修事業を実施しまして、改修が進んだことにより待機者が大きく減ったのではないかと捉えています。

○議長（松田謙吾君） 13番、氏家裕治議員。

○13番（氏家裕治君） 氏家です。先ほど言いましたけれども20件という数は住宅を求めている方にとっては相当大変な数ですよ。今までも3件、4件というのはあったのですけれども、一昨年あたりはそのぐらいの待機者がいたということなのです。これからの町営住宅の改修事業というのは、やっぱり方向性をしっかり持たなければいけないのだろうと考えておりました。今回も1,300万円ほどの経費をかけて改修事業を進めるということで、事業が展開されること

によって待機者が減っていくことが理想ですけれども。しかし、これからこういった状況が進むというか、それとも大体これで落ち着いていくという見方をしているのか伺います。

○議長（松田謙吾君） 瀬賀建設課長。

○建設課長（瀬賀重史君） 町営住宅の待機者の数ですけれども、現在の申込み状況からいきますと、さほど大きく増えてはいないので、このまま横ばいになっていくという捉えをしております。住宅の改修については、長寿命化計画の見直しの中で末広団地の建設が止まっていますので、新しい団地が確保できない状況になっています。新団地の建設が始ま建設が完了するまでは、既存の住宅を改修して、そこに入居していただくということになります。

○議長（松田謙吾君） 13番、氏家裕治議員。

○13番（氏家裕治君） いずれにしても町営住宅を求める方々というのは、やはり生活困窮者が多いということなのです。予定ですが末広町に町営住宅をとという話がありますけれども、これは今止まっていますよね。その止まっている間、町民生活というのは変わらず動いているわけですから、今年の状態、また来年の状態、そういったものを早く察知しながら入居者対策に努めていただきたいと思います、理事者の考え方を伺います。

○議長（松田謙吾君） 大塩町長。

○町長（大塩英男君） 町営住宅全般のご質問でした。これまで昨年度も含めて町営住宅の整備については、町としても取組を進めてきている状況です。それが結果として待機者の解消につながっているのかということで、これからも計画的に改修事業に取り組んでまいりたいと考えております。ただ、今後の人口減少を見据えた中で、町営住宅全体の捉え方というのは大きな課題というか、考えなければならないと捉えています。これは町営住宅に限らず、議員の皆さんとも議論になっている公共施設も含めてですけれども、やはり当時2万5,000人の人口がいた中での公共施設の整備、町営住宅の整備という観点でしたが、これは今現状1万5,000人という規模の中で、どのような形で今後やっていかなければならないのかということは、きちんと将来を見据えた計画づくりが必要になってくると思います。町営住宅全体の配置の部分と、どのような整備をしていくかという重層的な計画というのは必要になってくると思っておりますので、もちろん議会の皆さんに相談させていただきながら、計画づくりを進めてまいりたいと考えているところです。

○議長（松田謙吾君） ほか、質疑があります方はどうぞ。

5番、西田祐子議員。

○5番（西田祐子君） 5番、西田です。15ページの子育て世帯生活支援特別給付金事業です。これは国が3月に予備費から低所得世帯の子供たちに1人5万円ということで、出てくるものだと思います。これに対して先般質問しましたら、説明では対象者が111名で支給日が6月中旬ぐらいということだったのですけれども。白老町の子育て世帯の中で、特に白老町は小学校、中学校の就学援助制度で、要保護、準用保護の世帯が非常に多いと思うのです。合計でかなりの金額、約2,000万円近い金額が出されているわけです。今回111名ということですのですけれども、要保護、準要保護世帯の児童のうち、111名というのは何パーセントぐらいになるのか。残りの

対象外の児童は何名になるのか。また、支援を受けていない世帯、支援を受けている要保護、準要保護の世帯がありますが、今回は非課税世帯が対象になって、またその他に申請すればということで、直近で収入が減少した世帯は対象になりますけれども、それ以外の世帯は対象にならないわけなのですけれども、この人数がどのくらいなのか白老町は把握しているのかと。生活困窮世帯が多いということで今回の物価高に対して国としては何とかしたいということですけれども、頂いた資料では、白老町ではさらに支援事業としてほかにありますよということを行っていますけれども、例えば、むかわ町でしたら小中学校の1学期の給食費を無料にするとか、いろいろなことを考えていますけれども、まず1点目は、課税世帯ではあるものの非課税世帯と同じような生活困窮世帯の子供たち、いわゆる低所得の課税世帯の子供たちの対策をどのように考えているのかです。

もう1点、早い自治体では4月11日から支給を開始しているところがあるのです。ちょっと調べましたら4月11日、4月21日、4月28日、ゴールデンウィーク前に支給している自治体が結構ありまして、また5月末、今月末までということになりますとかなりの自治体が支給しているのです。先般役場に伺いましたら、国のほうからきちんとしたものが来ていないということなのですけれども、ただ3月23日に閣議決定されているわけです。3月20日ですか、ちょっと日にちは定かではありませんけれども、閣議決定されているということは、白老町の一般会計から出るお金ではなくて、国のほうのお金で間違いなくくるお金です。ですから、ほかの自治体ではもうくるだろうということを想定して、物価高騰に対して子育て中の家庭は大変だということで、一日も早くしようと対応を取られているのですけれども。この辺、白老町では横並びで近隣市町村がやっているか、やっていないかを見ながらやっているのか分かりませんが、その考え方がどうなのかと思うのです。白老町が早期に支給できない理由が何かあるのかと思います。ここで聞きたいのは、町長が掲げられた政策で子育て、子供たちに対するものをきちんとしていきたいと。まして白老町は子供の数がどんどん減ってきています。こういう中でほかの自治体で先にやっていて、白老町はそれに追従して行って果たしてそれでいいのだろうか。ここまで出生数が少ない町であれば、率先してきちんとやったほうがいいのではないかと思います、このスピード感を求めたいと思いますけれども、それについて伺います。

○議長（松田謙吾君） 齋藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（齋藤大輔君） 給付金の関係です。ただいま議員のご指摘のとおり、石川県のほうでは4月11日に支給を始めています。それと北海道の主立った自治体、札幌市、旭川市、それから苫小牧市などについても5月下旬をめどに支給を想定しているということは認識しております。本町としては本年度の初めの今回5月の定例会に補正予算の上程を行いまして、対象者の選定作業など事務作業を進めた中で5月中に対象世帯への通知を実施して、プッシュ型の1回目の支給日を6月中旬としてスケジュールを立てたところです。議員のご指摘のとおり我々としてもいち早く支給することは当然認識をしております。したがって、当然、事務作業もありますけれども、できる限りスケジュール感を早めて少しでも早く支給できるように努力はしていきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 5番、西田祐子議員。

○5番（西田祐子君） 要保護の数の差をどう考えるか答弁がありません。

○議長（松田謙吾君） 齋藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（齋藤大輔君） すみません、その数については押さえておりませんので、調べてから答弁したいと思います。

○議長（松田謙吾君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 要保護、準要保護の世帯のことですけれども、令和5年度の就学援助の認定は、これから6月の上旬となります。課税、非課税が認定基準になるというよりは、世帯収入が認定基準となるものですから、例えば、今回の給付金は非課税の方ということですが、非課税の方だけではなくて、課税でも就学援助の対象の方がおりますので、その辺りはリスト等を含めて子育て支援課と学校教育課と連携していかなければ、人数の把握というのは、今の段階ではなかなか厳しいのではないかと考えております。学校教育課としては就学援助の費目に沿って対応しております。

○議長（松田謙吾君） 5番、西田祐子議員。

○5番（西田祐子君） まずスピード感を持ってやってほしいということですが、本日の議会で承認を受けてから初めて事務作業するのではなくて、これは3月に閣議決定されているのです。申し訳ないのですけれども、もう3月末、1か月半前にホームページに載っているのです。通知も3月のたしか30日か20何日にそれぞれの市町村の担当課のほうに届いているはずですが、その時点でこういうものがあるということが分かるわけですから、ほかの自治体ではその時点で準備しているから4月のうちにやるとか、5月中にできると思うのですよね。ほかの自治体は白老町と違って通年議会をやっているわけではないですよ。つまり3月の予算等審査特別委員会の時点で、国のほうでこれをやりますよということが大体分かっていたはずですが、そして3月末には公表されているのです。通知も来ているのです。なぜ今日の5月の議会を経なければ事務作業に入れないのか。その辺は本当に子育てするご家族のことを考えてきちんとやっているのかどうなのかということが、すごく町民から問われると私は思います。町民の方々何人かからお話をいただいています。いつになったらお金入るのですかね、本当に困っているのですと。なんとかしてほしいですと。そういう声を国のほうも聞いているから大至急やりますということで予備費から出しているわけです。なぜ予備費なのかということも考えてほしいと思います。白老町はそれをきちっと理解してスピード感を持ってやっていただきたいと思います。町民の方々から本当に白老町は一生懸命、どこの自治体よりも率先してやっているいい自治体だと高い評価をいただくためにも必要なことではないかと思えます。

2点目の要保護世帯で課税世帯と非課税世帯、私はその課税世帯で、いわゆる低所得の課税世帯の子供たちのこともぜひ考えてほしいということ。町からいただいたのがありますよね。新たな形で困窮世帯の方々に3万円支給したらいいのではないかと、そういうような補助もこれからあります。まずそこに今回対象になった方以外、非課税世帯以外の困っている世帯にも、町として対策を考えていただきたいと思います。私、3月の議会でもその辺言いましたけ

れども、やはり非課税世帯ばかりでなくて、課税世帯でも本当に困っている。低所得の課税世帯が大変なのです。そこのところをぜひ考えていただきたいと思います。そこについては理事者のご意見を伺いたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 今、議員からご指摘いただいた事業のスピード感につきましては、本当に謙虚に受け止めて今後の事業の展開にしっかりと生かしてまいりたいと思います。私たちも今回のこの事業が展開されるということは十分ではないですけれども、新聞報道を含め、情報としては確認をしながら、どういうふうにして展開していくべきなのかというところが、課の中、理事者の中においても認識はあったのですけれども、なかなかしっかりとした事業、制度の構築に進んでいなかったということが、ほかの自治体との差になっているかと思います。その辺のところは十分今後考慮しながら進めてまいりたいと思っております。

それから非課税、困窮世帯、いろいろ言ない方が、学校教育の中では就学援助の関係もありますけれども、子供たちを取り巻く状況のありようについては、やはり厳しい部分というのはさらに生活の中では進んでいるだろうという認識は持っております。ですから今、実際に低所得の課税世帯という言葉がありましたけれども、その辺のところは今言ったような非課税家庭、貧困家庭、就学援助家庭という中で、どのようにくくりながら、そして分けながら把握していかなければならないのか、その辺のところはこちらとしても捉え方をもう1回考えなくてはならないということでもあります。ただ、最初に申しあげましたように子供を取り巻く環境、それはきっと今のこの社会状況の中で厳しさを増しているということだけはしっかりとつかんでいるつもりですので、今後、先ほど言った子育て支援に対する事業の取り方についても十分前向きに、しっかりと進めてまいりたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） ほか、質疑があります方はどうぞ。

8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。17ページの（1）、観光振興人材活用事業（地域活性化起業人事業）の関係ですけれど、まず1点は特別交付税100%措置かどうかということ。それから企業版のほうは協力隊みたいなものですが、これは国がやっている協力隊とは別枠かどうか。資料も出てきていますけれど、別枠という理解でいいかどうか。それから650万円の内訳、内訳は報酬か給料か分からないですけれど、給料、活動費、交通費だとかに分かれていると思うのだけれど、その内訳についてお尋ねします。

○議長（松田謙吾君） 工藤産業経済課長。

○産業経済課長（工藤智寿君） 分かる点から答弁させていただければと思います。今の地域おこし協力隊と別枠かという、その別枠という認識はどう捉えたらいいのかと思っはいたのですが。あくまでも制度は似たような形ではありますけれども、地域おこし協力隊は協力隊としての制度、それから地域活性化起業人というくくりにはなっています。ただ、これは総務省から出されている地方創生に関する制度の中で、二つの種類が出されているというような私の認識です。それから650万円、今回上げさせていただいたのは、あくまでも負担金ということで、

手続きは実際にありまして、相手側の企業と協定を結ぶことになっております。それを総務省に事前に出しまして、認められるといたしますか、内容が間違いないねということになった後に相手企業と契約をしまして、負担金をお支払いするということになっております。それをしないと特別交付税が措置されないということになっておりまして、その手続きをきちんとやらなければならないという制度になっております。その中身につきましては、金額の考え方ですけれども、あくまでも企業さんとの交渉といたしますか、基本的な考え方の一つとしては、やはり特別交付税が措置される560万円がまずは基本線ということで考えていまして、残りの上乘せ部分については、もろもろの例えば、家賃とかそういったものも含めてお話をしたベースの中で福利厚生費も含めまして、この負担金というような考え方で予算を計上させていただいております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。考え方だけを聞いているのです。要するに特別交付税の措置、これだと80%となるよね。全体枠の650万円のうちの80%ぐらいが特別交付税措置ということに。80%か何%かわからない、正確ではないけれど。そこら辺をきちんとしておくべきだと私は考えているのです。なぜ聞くかと言うと、協力隊の数で、もちろん我々も議会側として要求を出しています。そこでカウントされるかどうかということ聞いていただけの話です。全国的には今まだ協力隊の数が1万人までというふうに言っていますから。特別交付税が100%きていると認識するかどうか別にして、そこは財政的な裏付けを含めて、やっぱり町が有利になるようにということであれば、そこがポイントになるものですから、その点、私が今言った考え方がいいかどうかだけです。

○議長（松田謙吾君） 工藤産業経済課長。

○産業経済課長（工藤智寿君） 大変申し訳ございません。先ほども申しましたとおり、100%措置されるかという確認は取っておりませんので、確かに重要なポイントだということは十分に認識しております。分かりましたら、また後ほど答弁させていただければと考えています。それから、枠があるとか、ないとかということではなくて、実際にこの起業人は、胆振管内で言いますと伊達市、登別市、それから厚真町、安平町、むかわ町で既に導入されております。各企業の方が見えられて非常に活躍されているということも伺っています。本町として少し遅れた部分はありますけれども、枠とかということはありませんけれども、先ほど申しました目的のためになんとか推進してまいりたいという思いで、今回計上したという内容です。

○議長（松田謙吾君） 大塩町長。

○町長（大塩英男君） 大淵議員から起業人のご質問でした。私、職員時代に大淵議員と協力隊の関係についてはいろいろ議論させていただきました。一つ目に協力隊と起業人の位置付けということですが、正直言って制度上は協力隊、起業人ということで別物です。ただ町としての捉え方としては、地域おこし協力隊の企業版というような位置づけですから、ここは一つの協力隊ということの捉えをしてもいいかという判断を町としてはしているところですので、そこはご理解いただければと思います。

もう1点、特別交付税措置の関係ですが、担当課長からお話したとおり、上限額が560万円と

ということで、今回予算計上させていただく650万円は、上限額を超えている状況です。ただ、560万円の措置率というような大渕議員のお考えだと思うのですが、その措置率については100%という形かと思います。ただ、これは前にも議論させていただいたとおり、特別交付税全体の枠ですから、これが必ず100%、560万円が起業人に対してくるかということ、それはそうではないということをご理解いただけているかと思うのですけれども、560万円の上限額の措置率としては100%と捉えているところです。

○議長（松田謙吾君） ほか、質疑があります方はどうぞ。

10番、小西秀延議員。

○10番（小西秀延君） 予算書の13ページ、（1）、子ども医療費助成事業2,593万1千円ですけれども、これは子ども医療費助成というタイトルで上がっておりまして、中身は子育て世帯の経済的、身体的負担を軽減するというので、子育て世代の環境を整えていこうという町の第一歩の姿勢というふうに理解できるものだと考えておりました。窓口1回で済むようになるということで、親御さんにとっては大変ありがたい事業ではないかと一定の評価をしているところであります。そこで伺いますが、このシステム改修委託料ということで、520万円ほどかかっているのですが、今後どのようにシステムを維持していくのかということも1点伺いたいと思います。それで、これを導入することによって役場内の事務の効率的なものはどうなるのかと。子供たちや親御さんには、かなりいいものになるのですが、デジタル・トランスフォーメーション化を図ることで、事務的に軽減されるようなところもあるのかどうか、その辺の中身についても伺いたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 久保町民課長。

○町民課長（久保雅計君） ただいまのご質問の件です。このシステムの改修に関しては、今まで使っております医療給付システムを改修して、対象年齢の拡大とか、上乘せする部分を設定するというのでして、今あるシステムを改修して使い続けるような形になります。町としての負担軽減の部分ですが、参考までに令和3年度の助成の申請件数が777件で710万円くらい。また、令和4年度ですが、844件で864万8千円くらいということで、このくらいの件数の取扱いとなっておりますので、今までどおりのやり方でいきますと、申請件数の分だけ職員の負担、事務手続きが出てきますので、その辺の事務は軽減されることとなります。ただ、7月までの医療費については、今までどおりの手続きになります。また北海道外で受診した医療費などもこのような手続きになりますので、その辺の事務作業はまだ残りすけれども、事務作業としてはかなり軽減されるということです。

○議長（松田謙吾君） 10番、小西秀延議員。

○10番（小西秀延君） 子供さん、そして親御さんの事務的な要素も軽減されるし、また役場内の事務的な部分も軽減されていくということで、これは非常にいい事業かなと思いました。今のご説明の中では現在あるシステムの改修で、また保守的なものは少しはやっていかなければならないと理解しますが、大改修というのは10年に1回というようになるものではないでしょうか。その辺を伺いたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 久保町民課長。

○町民課長（久保雅計君） システム改修の件ですが、基本的に北海道の医療給付事業がベースとなっております。例えば、北海道のほうで対象の制度、拡大するとか、また制度を変えらるようになりますと、町としてもプログラム改修が必要になってきます。その辺につきましては、北海道で一部費用は負担しますけれども、町としても持ち出しが出てくるのが想定されます。ただ、これは私見の部分も入りますが、国の動きとして、子育て関係の負担を減らすことが考えられてきていることも考えると、北海道のほうでもこの辺の動向を踏まえて判断するのではないのかと思いますので、恐らく大改修ということは、それほど考えられないということです。

○議長（松田謙吾君） 10番、小西秀延議員。

○10番（小西秀延君） あまり大きなお金が今後発生しないのであれば、やはりこのシステムというのは永年続けていけるということで、非常にいい形なのかと深く理解ができました。先ほど冒頭で言わせてもらった、町として子供の環境を考えていく上での第一弾かなと思うのですけれども、この子育て政策について今後どのような展開をお考えになっているのか、理事者に伺って最後にしたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 大塩町長。

○町長（大塩英男君） 今後の子育て支援のご質問、小西議員からございました。私の公約の中で、重点項目というか重点テーマとして、子育て支援の取組を進めていきたいとお話をさせていただいております。議員ご承知のとおり、令和4年は出生数が34人ということで、10年前は100人いた出生数が減少傾向にあると。これは何としてでも食い止めなければならないということで、子育て支援の策をきちんと進めていこうという考えに基づいているものです。今回はその第一弾と言いますか、早急に子育て世代の方々を、これまでも医療費の無償化についてはやってきたのですけれども、その手続き上、正直な話、自分も子育て世代ということで、役場の窓口で領収書を持って行って手続きをするというのは、なかなか面倒であろうと。それであったら窓口で、かかりませんという形をとったほうが、必ず子育て世帯の皆さんには、利便性が向上するのではなかろうかということで、今回、予算を計上させていただきました。ですから、こういうようなことも含めて、子育てをしてみたい、子供を産んでみたいというような土壌づくりというのが、行政の仕事だと私は思っておりますので、この取組についてはいろいろな方面からご意見を頂戴した中で、確実に進めていきたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） ほか、質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号 令和5年度白老町一般会計補正予算(第2号)、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長(松田謙吾君) 全員賛成。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時24分

○議長(松田謙吾君) 休憩を閉じて会議を再開いたします。

◎議案第2号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(松田謙吾君) 日程第7、議案第2号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

久保町民課長。

○町民課長(久保雅計君) 議2-1をお開きください。議案第2号です。白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年5月9日提出。白老町長。

改正条文の朗読は省略させていただきます。

附則です。次のページをお開きください。

(施行期日)

第1項 この条例は、公布の日から施行し、改正後の白老町国民健康保険税条例(以下「新条例」という。)の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(適用区分)

第2項 新条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議2-3をお開きください。議案説明です。地方税法施行令の一部を改正する政令が本年3月31日に公布され、4月1日に施行されたことから、本条例の一部を改正するものです。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(松田謙吾君) 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎報告第1号 専決処分の報告について（令和4年度白老町一般会計補正予算（第14号））

○議長（松田謙吾君） 日程第8、報告第1号 専決処分の報告について（令和4年度白老町一般会計補正予算（第14号））を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

増田企画財政課長。

○企画財政課長（増田宏仁君） 報1-1をお開きください。報告第1号です。専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年5月9日提出。白老町長。

記書きです。（4）、会計年度末における地方交付税等の一般財源、基金繰入金及び基金積立金の増減に際し歳入歳出予算の補正をすること。

報1-2をお開きください。専決処分書です。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、白老町議会会議条例第8条の規定により、町長において専決処分することができる事項について次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日専決。白老町長。

令和4度白老町一般会計補正予算（第14号）。

令和4度白老町の一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億123万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ126億213万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算

の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上です。

○議長（松田謙吾君） ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたら、どうぞ。

8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。今回の補正で3億円を積むわけですが、一つは今後の5月31日の出納閉鎖を考えたときに繰越金がどれぐらい見込めるのかが1点。

それから今回、政策予算で土木関係の政策予算は今日議決されましたが、6月の新町長のその他の政策予算の規模、これを今ここで専決処分3億円積んだということも含めて考えたときに、どれぐらいの規模で考えているのか、もし考え方があればその点、どういう方向付けかということをお尋ねしたいと思います。

もう一つ、今回積むことによって繰越金が当然ぐっと減りますよね。そこは何か意図、考え方があってやっているか、ないけれど余ったから積むということだけなのか。そこら辺の考え方について伺いたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 増田企画財政課長。

○企画財政課長（増田宏仁君） 5月末、決算した時点での繰越金の見込みです。現状の見込みですと、おおむね3億円を少し超えるぐらいと考えております。令和3年度の繰越金が3億5,000万円程度出て、繰越し財源が4,000万円ほどありましたので、実質3億円ちょっとというぐらいでしたので、おおむね同じぐらいの繰越金が出るかと考えております。

それから、6月の町長の肉付け予算の方向性ですが、今の時点で全体的な規模感というものは、なかなか申し上げにくいところではあるのですが、補正予算第2号で肉付け予算の財源として財政調整基金から繰入金を3,600万円ほど入れております。当初予算で7,000万円を財政調整基金に積み上げておまして、残り3,400万円ほど残っていますので、一般財源の規模としては3,400から3,500万円ぐらいを入れるという形になります。それに伴って起債関係のものは、ほぼほぼ出てこないかと思っておりますけれども、国の補助、北海道の補助等を含めて、全体的な規模感でいきますと、何とも申し上げにくいところなので、今のところ一般財源の規模ということでお話をさせていただきたいと思っております。あとはふるさと納税の繰入金ともありますので、そういった繰入金を入れていく予定もありますので、規模的には5月の補正よりも少し細かい事業がメインになりますけれども、それなりの規模の額になっていくかと考えております。

それから繰越金が少ないというようにお話でしたけれども、今回、2百数十万円という繰越金ですが、令和3年度のお話をさせていただくと、約1億円程度、最終的に繰越金として残したという状況であります。今年度なぜそんなに少ないのかということかと思いますが、理由としては去年と違って執行残が多く見込めるものがあるというところで、例を上げさせていただくと、除雪関係の経費で1月に6,000万円ほど補正をさせていただいたので、実際にその執行残が4,000万円ぐらい出るような状況とか、それから下水道会計への繰出金

が、予算額を3,500万円ほど残しているような状況です。そこら辺を踏まえると、その二つでも7,500から7,600万円ぐらいの数字になりますので、繰越金をぎりぎりまで使ったとしても、ある程度の執行残が見込めるので、2百何十万円まで繰越金を使わせていただいたという形です。

○議長（松田謙吾君） ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） なしと認めます。

報告第1号は、これをもって報告済みといたします。

◎報告第2号 専決処分の報告について（白老町国民健康保険税
条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（松田謙吾君） 日程第9、報告第2号 専決処分の報告について（白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

久保町民課長。

○町民課長（久保雅計君） それでは、報2-1をお開きください。報告第2号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年5月9日提出。白老町長。

記、(6)、会計年度末における日切れ扱いの地方税法の改正に伴う当然必要な条例の改正を行うこと。

次のページです。専決処分書。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、白老町議会会議条例第8条の規定により町長において専決処分することができる事項について、次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日専決。白老町長。

附則です。

（施行期日）

第1項 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

第2項 改正後の白老町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

次のページです。議案説明です。地方税法施行令の一部を改正する政令が本年3月31日に公布され、4月1日から施行されたことから、専決処分により改正したものであります。

以上です。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>20万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>20万円</u>とする。</p> <p>4 略</p> <p style="text-align: center;">(国民健康保険税の減額)</p> <p>第19条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>20万円</u>を超える場合には、<u>20万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p style="text-align: center;">(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>22万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>22万円</u>とする。</p> <p>4 略</p> <p style="text-align: center;">(国民健康保険税の減額)</p> <p>第19条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>22万円</u>を超える場合には、<u>22万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2及び3 略</p>

○議長(松田謙吾君) ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたら、どうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松田謙吾君) なしと認めます。

報告第2号は、これをもって報告済みといたします。

◎報告第3号 専決処分の報告について(損害賠償額の決定について)

○議長(松田謙吾君) 日程第10、報告第3号 専決処分の報告について(損害賠償額の決定

について)を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

高尾総務課長。

○総務課長(高尾利弘君) 報3-1をお開きください。報告第3号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年5月9日提出。白老町長。

記については朗読を省略させていただきます。

次のページをお開きください。専決処分書です。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、白老町議会会議条例第8条の規定により町長において専決処分することができる事項について、次のとおり専決処分する。

令和5年4月19日専決。白老町長。

記。1、損害賠償の額、5万円。

2、損害賠償の相手方、記載のとおりです。

次のページ、説明です。事故の発生状況です。

1、日時、令和4年12月1日木曜日から令和5年3月31日金曜日(賃貸借契約期間)。

2、場所、白老町、詳細住所不明。

3、当事者は、甲、乙記載のとおりです。

4、状況ですけれども、甲は乙と車両賃貸借契約を締結し、令和4年12月から令和5年3月まで、ホイールローダーを借り受け、冬期間における除雪作業を実施していたが、4月4日火曜日に車両を返却したところ、左後輪のホイール及びタイヤに突起物に接触したと思われる損傷が見つかったものであります。

5、被害の程度、乙車両、左後輪ホイール損傷及び左後輪タイヤ亀裂。

6、損害賠償額、本件は、車両賃貸借契約書第7条において、「甲の故意又は過失によって物件が損害を受け、又はこれに損傷を与えた場合は、乙は甲に対しその賠償を請求することができる。」とされていることから、乙が負担した免責額5万円を甲が乙に支払うことで示談するものであります。

なお、損害賠償額については、総額28万6,990円を要し、免責額を除く残額23万6,990円は、乙が加入する自動車保険により補てんされるものであります。

以上です。

○議長(松田謙吾君) ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松田謙吾君) なしと認めます。

報告第3号は、これをもって報告済みといたします。

◎散会の宣告

○議長（松田謙吾君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

議長より念のため申し述べておきます。明日5月13日から6月30日までの間は休会となっておりますのでご承知願います。

本日はこれをもって散会いたします。

（午前11時40分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 松 田 謙 吾

署 名 議 員 佐 藤 雄 大

署 名 議 員 西 田 祐 子

署 名 議 員 森 哲 也